

## 「レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約」等の一部変更案に関する意見募集の結果

平成30年5月11日  
消費者庁  
公正取引委員会

### 1 意見募集方法の概要

- (1) 募集期間：平成30年2月27日（火）から同年3月29日（木）まで
- (2) 告知方法：消費者庁ウェブサイト、公正取引委員会ウェブサイト及び電子政府の総合窓口(e-Gov)ウェブサイト
- (3) 意見提出方法：電子メール、FAX又は郵送

### 2 意見募集の結果

- (1) 意見提出総数：52件（このほか、今回の意見募集とは関係しない意見が1件）
- (2) 意見の概要及びこれに対する考え方：別紙参照

寄せられた御意見（変更案に賛同の御意見を除く）の概要とこれに対する考え方

番号	御意見	御意見に対する考え
1	<p><b>【規約変更案第2条第4項】</b>  「インスタントコーヒーレギュラーコーヒー混和製品」のような混和製品の定義を行ってはどうだろうか。消費者としては絶対的にその方が好ましい。</p>	<p>御意見に関し、レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約では、「インスタントコーヒーレギュラーコーヒーの混和製品」という名称を新設することよりも、インスタントコーヒーとレギュラーコーヒーを混合したものは、重量百分比率で混合割合の多い方に分類し、レギュラーコーヒーの割合が多いものは「レギュラーコーヒー（インスタントコーヒー入り）」、インスタントコーヒーの割合が多いものは「インスタントコーヒー（レギュラーコーヒー入り）」と表示することが、消費者にとって分かりやすいと考えています。</p>
2	<p><b>【規約変更案第5条第2項】</b>  <b>【施行規則変更案第3条第3号】</b>  焙煎方法の表示として、遠赤外線以外の赤外線及びマイクロウェーブについても利用可能なままにしておくのが適切であると考えてるので、変更は不適切である。赤外線焙煎及びマイクロウェーブ焙煎は依然として使用及び表示可能とすべきである。</p>	<p>御意見に関し、レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約施行規則では、「『炭焼き』、『遠赤外線焙煎』等の焙煎方法は、焙煎時に使用された熱源のみによって全て焙煎されたものに限り表示することができる。」としているとおり、例示以外の焙煎方法の表示を制限するものではありません。今回の変更案は、焙煎方法の例示を最近の主流となっているものに変更したものです。</p>
3	<p><b>【施行規則変更案第2条第2号】</b>  コーヒー生豆の生産国として表示する国の数は3か国以上とするのが適切ではないか。  3か国目にコロンビアやベトナムが入っている事は多いと思われるが、その2つはかなり味に影響</p>	<p>御意見に関し、レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約は、消費者庁が食品表示基準Q &amp; A別添新たな原料原産地表示制度において示した、「3か国以上のものを混合した場合は、原材料に占める重量の割</p>

	<p>を持つと思われる。4か国目以降はともかく、3か国までは表示を行うべきである。</p>	<p>合が高いものから順に2か国以上表示し、その他の原産地を『その他』と表示することもできます。」にならなかったものです。なお、3か国目以降の生産国名を表示することを制限するものではありません。</p>
4	<p><b>【施行規則変更案第2条第4号】</b> 賞味期限表示は、西暦又は和暦とし、「年」、「月」、「日」と漢字表記又は「.」表記を選択できる必要はない。1つに統一することが消費者に分かりやすい。</p>	<p>御意見に関し、レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約施行規則は、消費者庁が食品表示基準Q&amp;A第2章加工食品において示した賞味期限の表示例にならなかったものであり、消費者の誤認を招くものではないと考えられます。</p>